



柔軟解釈という技

介護タクシー無料 OK

白井 正夫 ジャーナリスト

ビジネス街のビルの窓から紙吹雪が舞っていた。何か、凱旋パレードでもあるのかと思ったが、人々は無関心で足早に通り過ぎる。歓呼もない。それでも次々と紙が降る。真夏の風にあおられた紙吹雪が細い通りに吹きだまっていた。

1 か月ほど滞在した南米チリから足を伸ばし、昨年末、隣国のアルゼンチンを旅した。「紙吹雪」は12月29日、ブエノスアイレスで見た光景だ。

ガイド氏が「今日は仕事納め。ビジネスマンが1年間の書類の処分に、ちぎって通りに投げ捨てているんです」と説明した。南半球はちょうど真夏だが、仕事納めは日本と同じで、不用書類は捨て、新しい気持ちで新年を迎える。ただ、習慣の違いに驚くばかりだ。

「20世紀最後の仕事納めで、いつもより盛り上がったかな」。そういえば、裁断を省いた紙もあるし、投げられたトイレットペーパーの巻き紙が窓から簾になっている所もある。夕方、散歩していたら、ホテルの玄関前に吹きだまった紙をドアマンが黙々と掃除していた。

翌日の英字新聞に「仕事納めのあいさつ」といった見出しで、その記事

が掲載されていた(写真)。多分にお祭り気分も含まれているらしかった。「紙吹雪」は格好の土産話になった。細かいことにこだわらず、1年間にパーッと放り投げ、後は新年にまかせよう。南米らしい気質が見える象徴的な光景だった。

■ 運転中も介護に ■ 介護保険が待った

1月に帰国して、介護保険の運用でもめていた“運賃無料”の「介護タクシー」問題が解決したことを知った。待ったをかけていた運輸、厚生両省がとうとう無料運行にOKした。再編省庁に先送りできない事情はあったが、難問も御用納めまでにきっちり解決が図られていた。日本らしい所作である。

ひと口に「介護タクシー」というが、国が介護保険の理念をどう生かすのか、運輸行政の視線が住民に向いているのか、を問われた出来事だったと思う。

運賃に介護料を上乗せして、ホームヘルパー研修を受講した運転手が通院する高齢者の乗降介助、移送をする介護タクシーは、1998年に国の助成制度ができて始まった。全国で約160社が行っているが、形態は

さまざま。市町村が介護タクシー券を発行するなど自治体独自の特別給付事業がほとんどだが、介護保険を適用するこの「無料タクシー」に待ったがかかった。

問題は介護保険スタート直後からくすぶっていた。福岡県の「メディス」(本社・岡垣町)が昨年5月、ヘルパー2級の運転手で訪問介護事業者指定を受け、介護保険の訪問介護サービスを始めた。

自宅、病院での乗降の介助や付き添い、移送をヘルパーによる身体介護とし、費用は介護報酬からという仕組みだ。厳密に説明すると、要介護者の乗車、降車、病院への出入りに身体介護サービスを提供し、介護サービスに該当しない輸送部分の運賃を無料にする。介護サービス利用(30分未満)で県からタクシー会社に2100円の介護報酬が支払われる。利用者は走行距離にかかわらず1割負担の210円ですみ、「無料タクシー」の名が定着した。

介護保険事業者の認定、報酬支払いは都道府県だが、厚生省は「介護サービスの内容の大枠は法律で決まっており、運転行為は訪問介護サービスに入らない」から認められないとした。運転しながら身体介護はできないから、移送部分を介護保険対象にするのは無理、という解釈だ。

■ 1割負担 210円 で ■ 急増した利用者

「介護タクシー」利用を介護保険サービスにするなら、要介護認定、ケアプラン作成と一連の煩雑な手続きの中で、ケアプランに組み込むことが必要だ。でも、利用者には好評だった。「メディス」では当初1日30回ほどだった利用が、いまは120回前後と増えた。琴平バス、大和タクシー(香川県)、郡山観光交通(福島県)など全国に広まり、準備中も含め

て15社に増えた。

問題は昨年10月、一気に表面化した。運輸省が介護保険制度を使うタクシー5社に「無料運行は道路運送法に抵触する」と運賃を取るよう行政指導した。これに対し、タクシー会社は12月「行政指導を解き、無料タクシーを介護保険制度で認めよ」と決議文を首相、両省に送って、対立姿勢を鮮明にした。

運送事業の許認可権を持つ運輸省はタクシーの「走る姿」に敏感だ。運賃無料車は、「適正な原価を償う」「特定の旅客に対し差別的扱いをしない」と規定する道路運送法に抵触するというのだ。かつて乗車拒否が社会問題になった時、この規定が利用者の味方になったことがある。だが、今度は「介護を受けない人もいる。要介護者だけが無料では、説明が付かない」と立ちはだかった。

介護保険制度と道路運送法という2つの壁にも、タクシー会社側は強気だった。「運転中、トイレの世話も運転手がしている。『運転しながら介護はできない』は、厚生省のしゃくし定規」(メディス)、「私たちは1割負担すら厳しい人たちに現場で接している。見捨てられない」(郡山観光交通)。強気の背景には、高齢者介護の主張の正当性と、それを支える需要の多さがある。

金比羅さまで知られる香川県琴平町が本拠の琴平バスは、昨年4月から「運賃+介護サービス料」で、ヘルパー運転手による介護タクシーを始めた。しかし、初乗り運賃でも2260円となり、割高感もあってか利用は数件にとどまった。再検討する中でメディスを知り、居宅サービス事業者の指定を受けて昨年7月から切り替えた。翌月には一気に30人の利用があった。

Farewell to last working day



Maricé Maser - Herald
Papers hang from cables and cover the sidewalk on Moreno and Balcarce streets. Office workers yesterday celebrated the last working day of the year 2000 by throwing shreds of scrap paper out of office windows and into the streets of Buenos Aires.

写真 仕事納めの紙吹雪が舞うブエノスアイレスのビジネス街(Buenos Aires Herald 紙より)

■ 理念と実態の「溝」 ■ 埋める技生み出せ

それまで琴平町内の病院に週3回通っていた女性は、往復1100円を支払っていたが、介護保険の1割負担分の往復420円で済むようになった。運賃が2100円の介護報酬を超える場合は会社の持ち出しになるが、狭い町内では運賃も千円前後が普通で、タクシー会社も「全体では採算に支障をきたすことはない」としている。

介護タクシー問題は、行政の不備をあからさまにした。介護保険制度は介護が必要な「高齢者の自立」を理念でうたい上げながら、高齢者が外出に必要な運転サポートを介護サービスから省いている。介護タクシーなどの移送は、いまでは自治体の生活支援事業などで補完する仕組みだ。また、運輸行政は「地域住民の求め」の重みにあまり敏感でない姿勢を見せた。

さて、解決策は実にあっけない。継続を望む利用者の強い声を無視できず、両省の協議で規定の「柔軟解釈」という裏技がでた。解決策は両省

の手の内にあったのだ。

運輸省は1月4日、タクシー会社の行政指導に当たっていた各地方運輸局に「介護報酬で運賃コストを賄えているなら違法でない」と、無料運行容認を通達した。地方都市の実態調査では、1回あたりのタクシー運賃は1000円余で、介護活動費を含めても介護報酬2100円で運賃コストを十分賄え、無料運賃を認めない道路運送法と矛盾しない判断だ。

厚生省もこれに合わせて改善指導を見送り、1月から各地で進出企業が増えた。ところが2月、厚生労働省は一転「送迎介助だけでは訪問介護基準を満たさない」と、送迎偏重の運輸事業者に入浴、排せつなどの生活全般の介助を求めた。もっとも市町村が地域の実情で必要と判断すれば、「送迎偏重タクシー」も特例として認める方針で、柔軟解釈の余地を残してみせた。

介護保険がスタートして1年。走りながら考えるとされた制度の見直しの年度内解決を図る好機だ。次年度に「投げだし」されるより、「柔軟解釈」の花吹雪でも見てみたい。

●しらいまさお 元朝日新聞編集委員